

生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針の策定について

2014年6月20日

日本製紙連合会

1. 背景

アフリカや南米などで熱帯林の破壊や劣化が進行するなど、地球規模での自然環境問題が深刻さを増しているが、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においては、「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組み条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。

2010年10月に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」においては、名古屋プロトコルが採択され、愛知目標「2020年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」（5つの戦略目標と20の個別目標）が定められた。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。

2. 我が国における現状

我が国においても、国レベルでは「生物多様性国家戦略」が策定されているが、民間レベルにおいても、2009年に日本経済団体連合会は「経団連生物多様性宣言」及びその「行動指針」を策定している。加えて、2010年には日本経済団体連合会が中心となって「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、経済団体、NGO、自治体など504団体が加盟している。

さらに、日本経済団体連合会の「行動指針」に基づいて、日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、日本ガス協会などの主要な経済団体や鹿島建設、住友林業、東レ、住友化学、NEC、リコー、トッパンなどの主要な大企業も、生物多様性保全に関する行動指針を既に策定し、企業レベルにおける生物多様性保全に積極的に取り組んでいる。

3. 製紙産業としての取り組み

製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO₂の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にと

って不可欠な物資を供給する産業であり、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。

このため、このたび日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」（別紙１）を策定することとしたところである。策定にあたっては、学識経験者、環境 NGO、製紙企業、関連省庁で構成される「海外産業植林における生物多様性配慮に関する検討委員会」（別紙２）において原案を策定するとともに、この原案について会員企業の意見を集約し、関係する紙・板紙部、技術環境部とも協議の上で、原材料部企画運営委員会において議論・検討して決定したところである。

以上